

講義 2：特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度） の考え方と概要

一般財団法人 自然環境研究センター
滝口 正明

1. ガイドライン改訂の経緯

■特定鳥獣保護管理計画制度の創設

■特定計画上の課題

課題 1：特定計画の策定が主に西日本で進んでいない

課題 2：特定計画が策定されていても実効性のある計画が少ない、あるいは実行段階に問題があるために、被害が減少していない。

■課題解決のために

- ・課題解決の 1 つの方策として、ガイドラインを改訂

2. ガイドライン改訂版の概要

■計画的な管理の必要性

- ・ニホンザルの管理は、シカなどとは異なり、加害群を特定した「群れ管理」が必要であり、被害軽減のためには、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を組み合わせ、計画的に実施していく必要がある。

●特定計画を策定するメリット

●計画的な管理を行うために

- ・まずは群れの生息状況や加害状況（加害レベル）など現況の把握が必要である。

●被害を軽減する（＝加害レベルを下げる）ために

- ・捕獲を中心とする個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を、群れの状況、地域の状況に応じて適切に組み合わせて実施する。

■モニタリングに基づくフィードバック管理（PDCA サイクル）の必要性の必要性

- ・モニタリングの結果に基づき計画を評価し、必要に応じて計画や対策を見直し、再検討する。
- ・効果検証がないまま、成果のない（不明な）対策を継続しても、被害は軽減しない。

■実行体制の必要性

- ・PDCA サイクルを回すためには、各主体（都道府県・市町村・地域）に実行体制が必要で、体制を担う人材、組織、予算が必要である。
- ・各主体で役割分担・連携が必要である。

講義 2

特定鳥獣保護・管理計画作成のための ガイドライン（ニホンザル編・平 成27年度）の考え方と概要



一般財団法人 自然環境研究センター 滝口 正明

本日のメニュー

1.ガイドライン改訂の経緯

2.ガイドライン改訂版の概要

3.参考

1. ガイドライン改訂の経緯

◎ 1999年度

鳥獣保護法の改正により**特定鳥獣保護管理計画制度**の創設

◎ 2000年度

特定鳥獣保護管理技術**マニュアル**（ニホンザル編）（以下「マニュアル」）の策定

◎ 2009年度

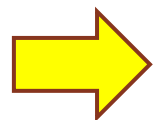
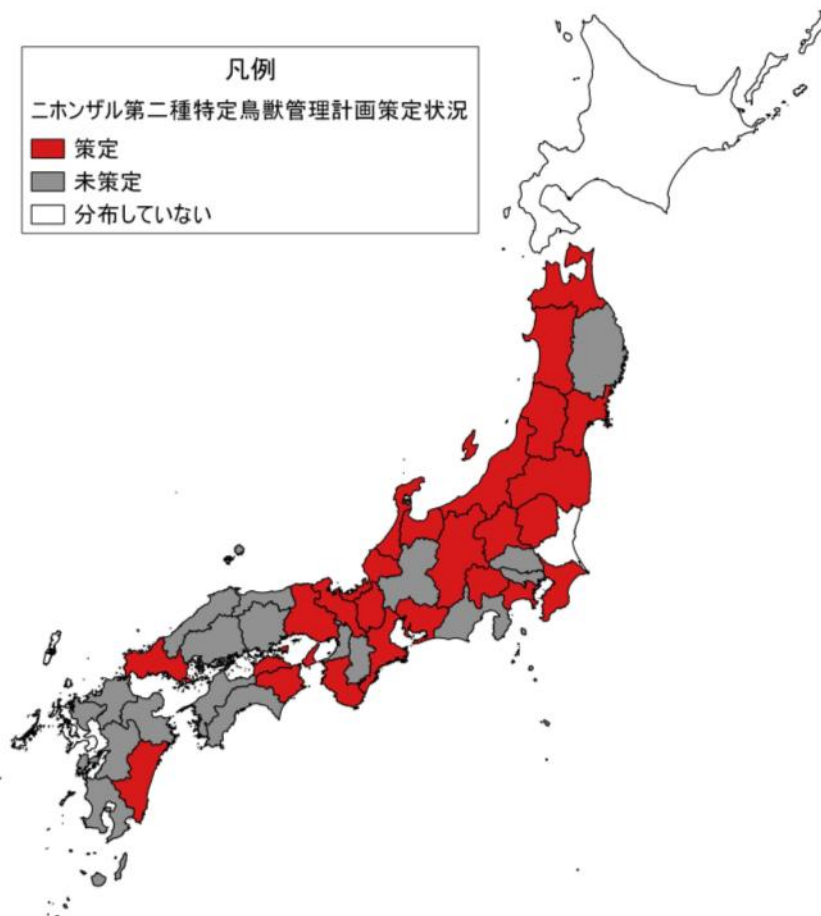
「マニュアル」を特定鳥獣保護管理計画作成のための**ガイドライン**（ニホンザル編）（以下「ガイドライン」）に改訂

1.ガイドライン改訂の経緯

●特定計画の策定状況

ニホンザルの群れが生息する43都府県のうち、**第二種特定鳥獣管理計画を策定しているのは25府県**（2016年9月現在）にとどまっている。

未策定の自治体は18都府県で、主に西日本に多い。



課題 1 : 特定計画の策定が主に
西日本で進んでいない

1.ガイドライン改訂の経緯

●課題1について考えられる原因

①二ホンザルによる被害（量、金額、面積）がシカやイノシシに比べ相対的に少ない

- しかし、二ホンザルによる農業被害、生活環境被害は増加、拡大傾向である
- 被害を放置すると人馴れが進み、被害は拡大、激化していく
- 早めの対策、予防的措置が重要

②特定計画を策定するメリットがないと感じている

- シカやイノシシと異なり、非狩猟獣の二ホンザルについては、特定計画を策定しても捕獲の規制緩和などがなく、メリットがない
- 二ホンザルの管理は、シカなどの管理とは異なることへの認識が不足
- シカなどの管理＝不特定の個体を対象とした個体数や生息密度の管理
- 二ホンザルの管理＝加害群を特定した群れ管理
→捕獲数だけ増やしても被害軽減効果は低い

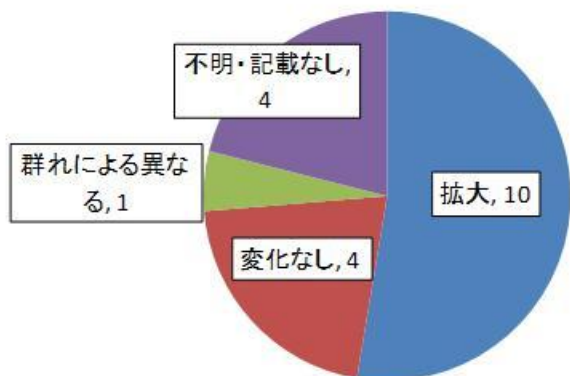
1.ガイドライン改訂の経緯

●特定計画を策定している府県の状況

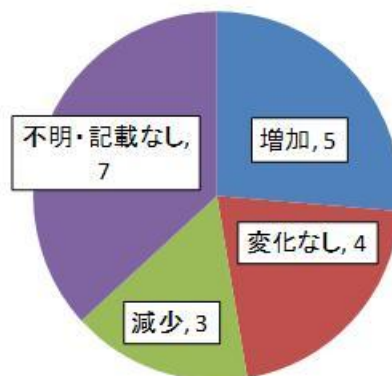
現在（2012～16年度）の特定計画書と1期前（2007～11年度）の特定計画書の記載内容の比較から見た現状（19府県分）

①ニホンザルの生息動向

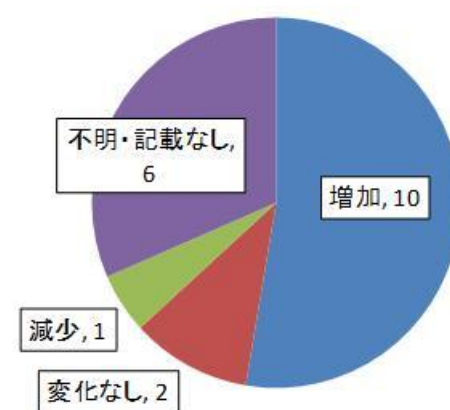
分布域



群れ数



生息数



- ・ **分布域**は、半数以上で拡大しており、**縮小傾向は見られていない**。
- ・ **群れ数**は、不明・記載なしも多いが、**増加や変化なしが約半数を占める**。減少は3計画であった。
- ・ **生息数**も分布域同様に**増加が多く**、減少は1計画であった。

1.ガイドライン改訂までの経緯

②捕獲数

捕獲数(有害獣捕獲+個体数調整)

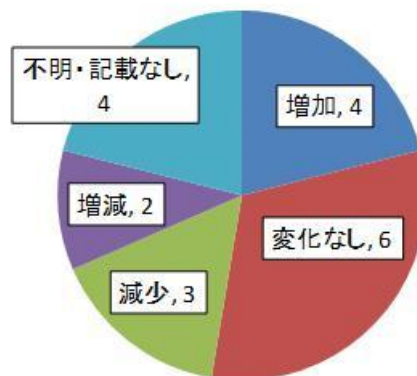


- ・前期の計画期間中（2007～2011年度）の有害鳥獣捕獲、個体数の調整を合わせた捕獲数の実績は、多くの地域で増加傾向。

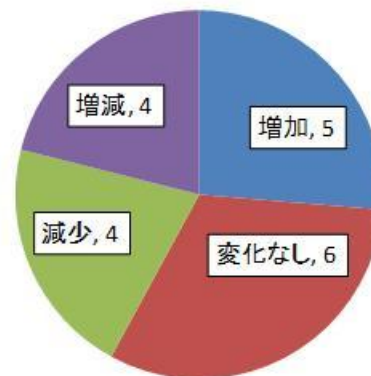
1.ガイドライン改訂の経緯

③被害動向

農業被害面積

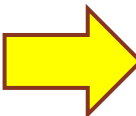


農業被害金額



- 被害動向は、農業被害面積、被害金額ともに増加か変化なしが半数を占め、減少している地域は少ない。
- ただし、自家消費用の作物の被害は、数値に現れないことがあり、被害面積や金額は実態を表していない可能性があるという記載が見られる計画もある。
- 生活環境被害、人身被害の件数の増減は、多くの計画で不明だが、各地で発生し、深刻化している地域もある。

1.ガイドライン改訂の経緯



課題2：特定計画が策定されていても実効性のある計画が少ない、あるいは実行段階に問題があるために、被害が減少していない。

1.ガイドライン改訂の経緯

●課題2について考えられる原因

- ①ニホンザルの個体群管理について、被害軽減につながる適切な方法が確立されていなかった
- ②計画を策定、実行しても、効果検証（モニタリング）が実施されていない
 - 前期計画を総括し、課題とその改善策を記載している計画は少ない
 - フィードバック管理ができていない
- ③体制、人材の不足

1.ガイドライン改訂の経緯

●ニホンザルの特定計画上の課題

課題1：特定計画の策定が主に西日本で進んでいない

課題2：特定計画が策定されていても実効性のある計画が少ない、あるいは実行段階に問題があるために、被害が減少していない

課題解決の1つの方策として

ガイドラインを改訂

2014年から検討開始、2016年3月に完成

1.ガイドライン改訂の経緯

●ガイドライン改訂版が目指したところ

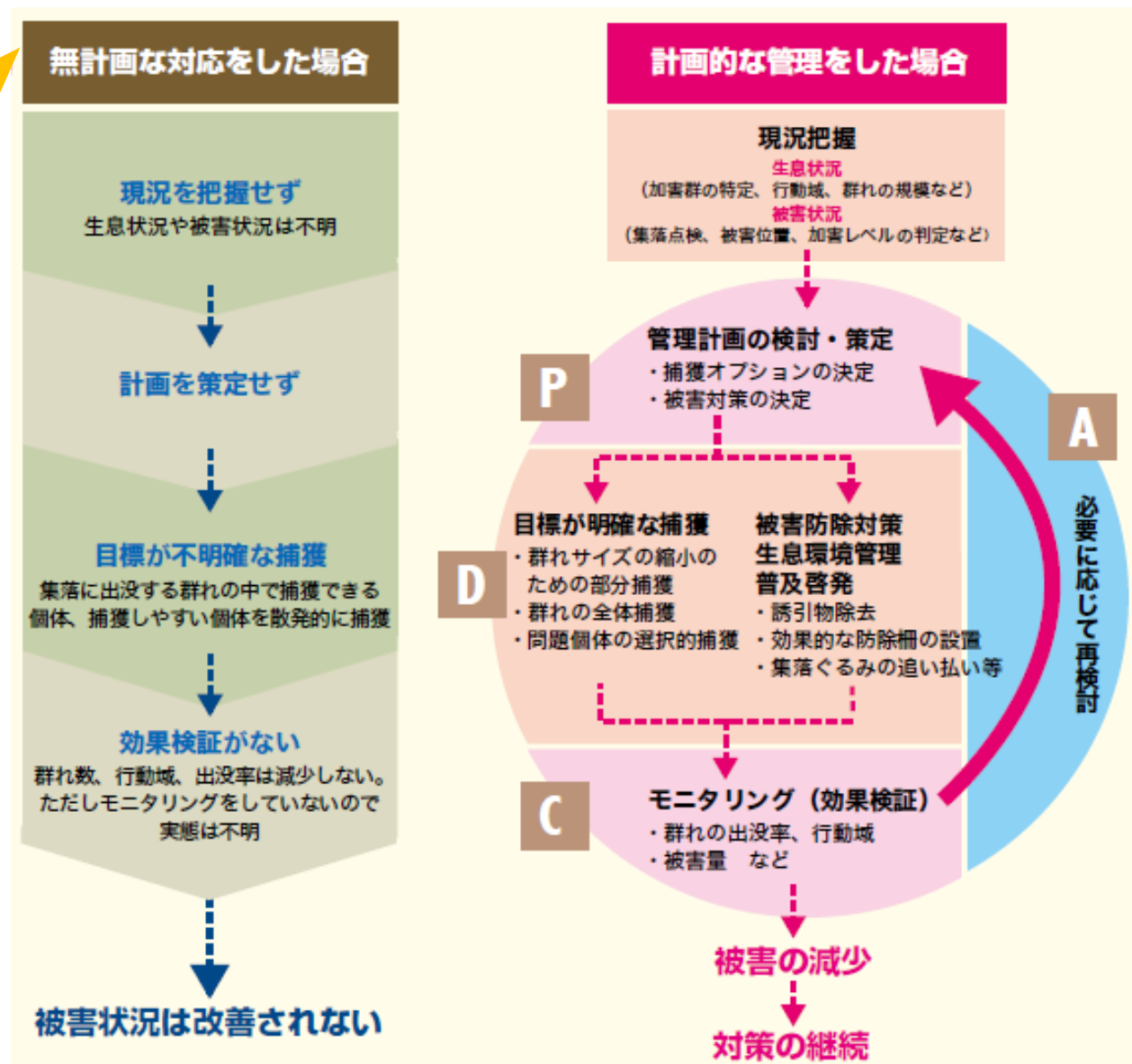
- 特定計画の策定の際に参考となる
- 計画の実効性をより高めるために参考となる

各地で実践された個体群管理や被害防除対策の成果を体系化し、具体的な事例や特定計画のメリットを紹介するなどして**わかりやすいガイドライン**となることを目指した

2.ガイドライン改訂版の概要

●計画的な管理が必要な理由

計画的な管理と
無計画な対応の違い



2.ガイドライン改訂版の概要

●特定計画を策定するメリット

- 計画的な管理の目的、目標、必要性を説明することで、多様な関係者（都府県内部、議会、市町村、住民、自然保護団体、利害関係者など）の合意形成を得やすい。
- 一定の計画期間を持つ計画であるため、管理の継続性が担保される。
- 市町村と対策の連携を図ることで、対策の実効性が上がる。
- 効果的・効率的な被害軽減につながる。
- 地域個体群の保全が担保される。
- 鳥獣被害防止特措法（鳥獣被害防止管理計画）、文化財保護法（天然記念物に地域指定されている場合）、外来生物法（外来霊長類が生息する場合）との法的な整合性が取りやすい。

2.ガイドライン改訂版の概要

●計画的な管理を行うために

- ニホンザルは基本的に群れで行動する
- 群れごとに個体数や加害の程度（加害レベル）など特性が異なる
- 加害する群れを特定し、群れの生息状況や加害の程度（加害レベル）などを把握した上で、群れごとに管理方針を決定して管理する群れ管理が基本

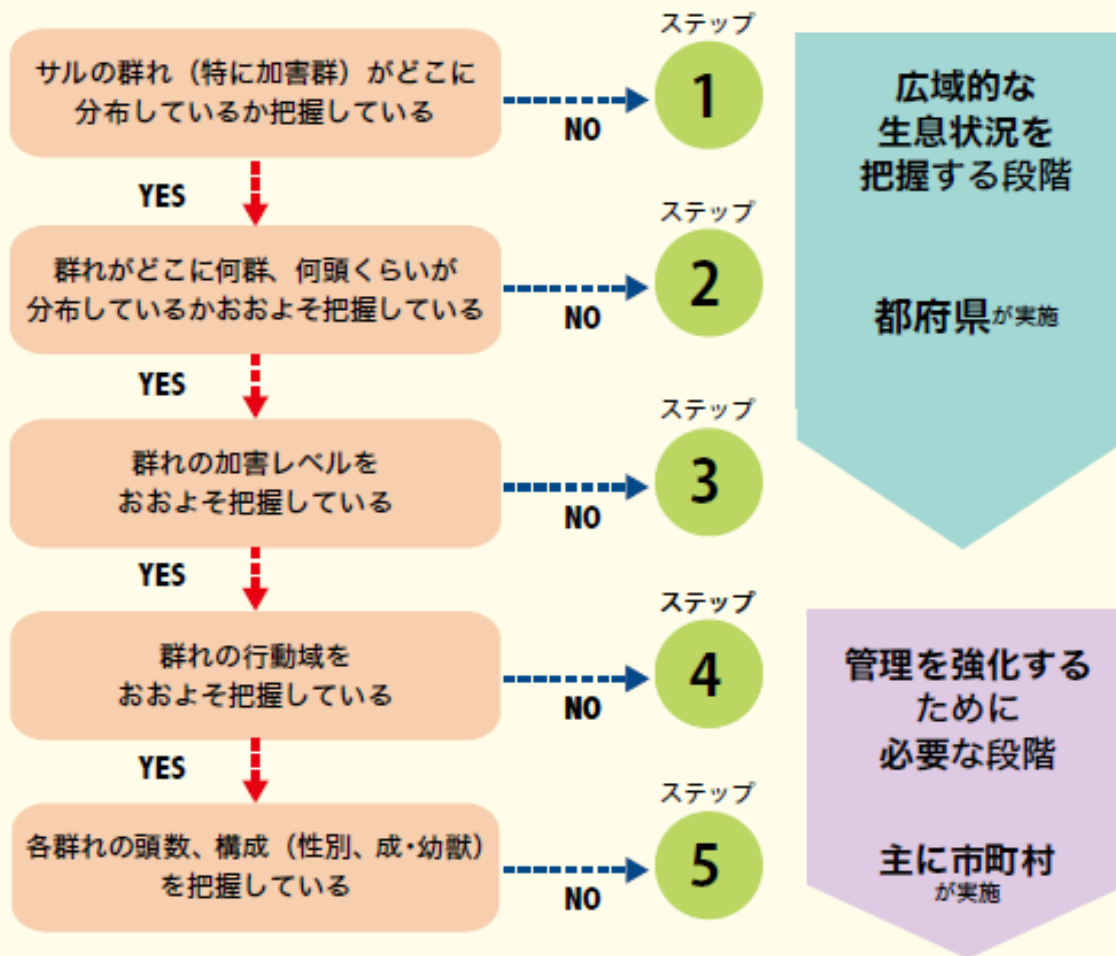


まずは群れの生息状況などの現況の把握が必要

2.ガイドライン改訂版の概要

●群れの生息状況の把握程度のセルフチェック

生息状況の把握程度



ステップに応じた必要な調査を実施し、情報を把握

計画の策定
管理施策の実行
評価

2.ガイドライン改訂版の概要

●加害レベルの把握

群れ管理を行うためには
群れの加害程度（加害レ
ベル）を把握する必要が
ある

加害レベルの判定

- ・ 集落や農地への出没頻度
- ・ 出没時の群れの規模
- ・ サルの人への反応
- ・ 集落への加害状況
- ・ 生活被害の程度

レベルに応じた適切な
対策を取って
加害レベルを下げる

加害レベル別の群れの状況のイメージ

レベル
Level

0



サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。

レベル
Level

1



サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。

レベル
Level

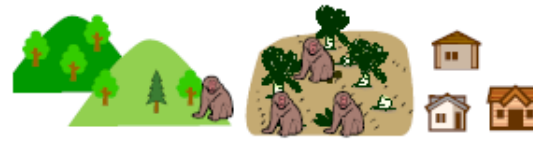
2



サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。

レベル
Level

3



サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。

レベル
Level

4



サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。

レベル
Level

5



サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

2.ガイドライン改訂版の概要

●加害レベルを下げる（＝被害を軽減する）ために

加害レベル低い
（0～1）

被害防除対策（含む生息
環境管理）を中心に

加害レベル中
（2～3程度）

被害防除対策（含む
生息環境管理）

加害レベル高い
（4～5）

個体群管理（捕獲）

組み合わせて

2.ガイドライン改訂版の概要

個体群管理

加害レベル

+

群れサイズ（大きいor小さい）
個体群の状況（連続分布or孤立）



捕獲オプションを群れごとを選択

- 群れ捕獲：加害群の除去
- 部分捕獲：群れの個体数を減らす
- 選択捕獲：悪質個体を識別して捕獲

群れの存続が前提

2.ガイドライン改訂版の概要

被害防除対策

追い払い
(組織的で徹底した)

防護柵
(有効な柵の選択、
適切な設置、維持管理)

集落ぐるみの対応が効果的

生息環境管理

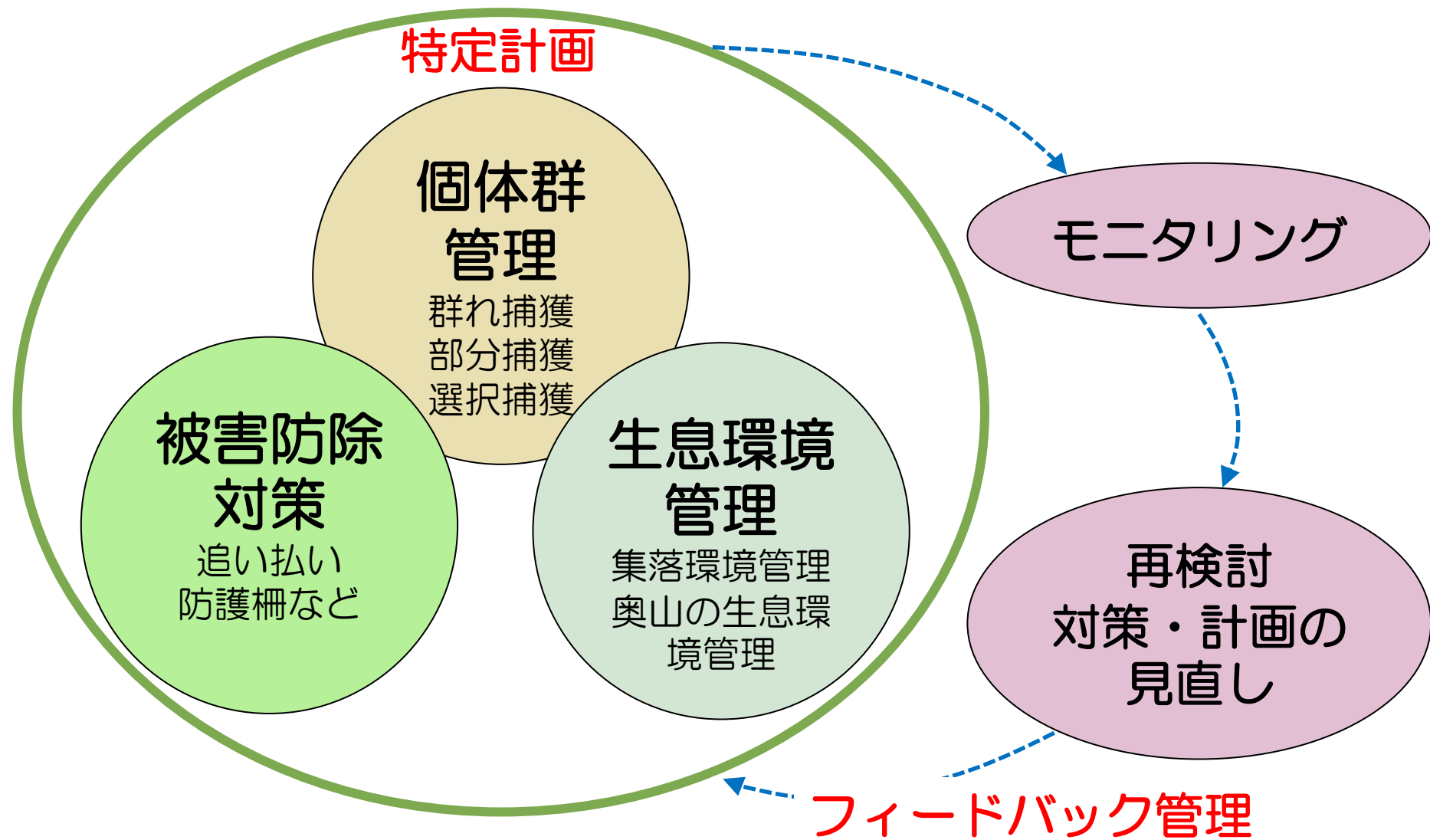
まずは**集落環境診断**

集落環境管理

長期的な課題として**生息に適した環境の保全**
(奥山の生息環境管理)

2.ガイドライン改訂版の概要

●モニタリングに基づくフィードバック管理の必要性



2.ガイドライン改訂版の概要

●実行体制の必要性

フィードバック管理（PDCAサイクル）
を回していくためには**実行体制が必要**



- 実行体制は都府県、市町村、地域のそれぞれに必要
- 体制を担う人材や組織、予算が必要
- 各主体（都府県、市町村、地域）の役割分担と連携が必要

3.参考

ガイドライン改訂版および同概要版(パンフレット)は、以下の環境省HPからダウンロード可能

- ◎ ガイドラインURL

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2d/nihonzaru.pdf>

- ◎ ガイドライン概要版URL

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/panfusaru.pdf>

